指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示

（指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程の一部改正）

第一　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（育成医療に係る受給者証の交付に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）」を削る。

第六条及び第九条中「市町村等」を「市町村」に改める。

第十条中「者に限る。）」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）」を、「訪問看護に限る。）」の下に「若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）」を、「（指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。

（医療観察指定医療機関医療担当規程の一部改正）

第二　医療観察指定医療機関医療担当規程の一部を次のように改正する。

第七条中「者に限る。）」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）」を、「訪問看護に限る。）」の下に「若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）」を、「（指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。

（指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程の一部改正）

第三　指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「者に限る。）」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）」を、「訪問看護に限る。）」の下に「若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）」を、「（指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加える。

○関東地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第十一号線

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都港区白金一丁目及び白金二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第十七号線

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都大田区大森東三丁目、大森東四丁目、大森中一丁目、大森中二丁目、大森中三丁目、大森南一丁目及び北糀谷一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百三十八号線

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都足立区青井三丁目、弘道二丁目、綾瀬四丁目及び綾瀬六丁目地内

使用の部分　東京都足立区青井三丁目、弘道二丁目、綾瀬四丁目及び綾瀬六丁目地内

○北陸地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　輪島都市計画道路事業三・五・七号　釜屋谷塚田線

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県輪島市河井町二部、三部、二十四部地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県度会郡大紀町阿曽字片山四一七番二から同町阿曽字片山四二一番二まで	前	B A	一〇・五〇～三六・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	八・〇〇～二五・〇〇メートル 一〇・五〇～三六・〇〇メートル	〇・一三二キロメートル 〇・二〇五 〇・一三二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県可児郡御嵩町次月字丑ヶ洞三二七四番一〇から同町次月字丑ヶ洞三二七四番四まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十五日

○中国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦